

# 人工授精・体外受精をめぐる法律問題

——新聞報道に例を求めて——

伊 藤 裕

## 1. はじめに

近年の医療技術の進歩は、人をして遂に生命発生のメカニズムをも自在に操作しうる段階にまで至らしめた。10年ほど前までは、たかだか人工授精が行なわれる程度であったものが、1978年7月のイギリスでの世界初の体外受精児誕生を皮切りに、各国でその成功例が続々と報告され、オーストラリアでは1980年6月の第1例以降、3年間で130人の体外受精児が誕生している(1983年10月15日付、朝日新聞夕刊)。現在では、体外受精卵の冷凍保存も実用化され、これに人工子宮の研究が成功すれば、文字どおりの“試験管ベビー”誕生もありうる段階にまで達している。ネズミを使っての実験では、すでに人工子宮で人間の胎児ならば5ヶ月に相当する段階まで培養することに成功しており、超未熟児の養護技術如何では全くの夢物語ではなくなる日も遠くはないといわれる(1982年9月25日付、朝日新聞)。

ところが、こうした技術的進歩は、近代科学が常にそうであったと同じように、一面で倫理との厳しい摩擦を生じる。生命発生という“神の領域”に人間がどこまで立ち入ることができるかという問題は一応措くとしても、人為的操作のもたらす社会的な混乱は、これを無視することができない。たとえば、体外受精卵の冷凍保存中に両親が事故死してしまったという例(後述A例)では、その受精卵の取扱いをめぐって議論が交わされ、結局、当の医師団は結論を出さぬまま、第三者機関に判断を委ねてしまった。ことは、倫理的な問題であるに止まらず、相続等の法律問題も絡んで複雑な様相を呈している。

そこで、ここでは、人工授精・体外受精の惹き起こす法律問題を探り上げ、問題解決への考え方を探ってみたい。<sup>(注1)</sup>そのためには、単に新たな法現象を既製の法律の枠組みの中で処理するのではなくに、より根源的な、枠組みそのものに対する反省を迫つて行く姿勢が求められよう(具体的には、法的親子の意味づけ、相続の法的意味など)。

以下では、検討の素材として若干の新聞報道を引用したい。いずれもここ2年ほどの間に各紙で報じられたものであり、記憶に新しい。そこでの中心的問題を紹介し、最後に統括的な考察を試みる。もとより充分な思索の成果でもなく、論点の整理もできていないが、親子・血縁の意味を考え直す手がかりとはなろう。

## 2. 新聞報道にみる若干の例

### (A例) 事故死夫妻の冷凍受精卵

——事故死夫妻が残した冷凍受精卵 誕生させるべきか否か 豪で論議—— (1984年6月18日付、朝日新聞)

【ロンドン16日=A P】17日付のメール・オン・サンデー紙によると、飛行機事故で死んだ夫妻が、冷凍受精卵2個をオーストラリアの医療機関に残していることが明らかになり、赤ちゃんを誕生させて両親の遺産を継がせるべきか、受精卵を処分すべきかをめぐって、倫理、法律上の論議がまき起こっている。

1981年6月、ライオス・マリオ、エルザ夫妻はオーストラリアのメルボルン市にあるクイーン・ビクトリア医療センターを訪れた。当時40歳だったエルザさんは受精卵を子宮に移植したが、着床しなかった。しかし、このとき夫妻の受精卵が2個冷凍保存され、いずれまた移植をしに同センターへ来ると述べていたという。

しかし、昨年、夫妻は母国チリでライオスさん操縦の軽飛行機に乗っているとき、墜落し、2人とも死亡してしまった。

カール・ウッド教授を長とする同センターのチームはこのような事故を想定していなかったため、現在、同センターの医療倫理委員会にどうすべきか勧告を求めている。

同紙は「飛行機事故によって、試験管ベビーブームに反対の立場をとっていた人々が予測していたように、医師たちは深刻なジレンマに直面している」と報じている。

体外受精は、卵管閉塞などに原因する不妊症女性にとって福音といわれ、わが国でもすでに数例の成功例が報告されている。“試験管ベビー”と呼ばれ、好奇の目に晒され続ける現状では(わが国だけの現象なのであろうか)，必ずしも子にとって福音といえるのか疑問となるが、それはもっぱら体外受精児を受け入れる社会の側の責任であって、体外受精技術そのものは、夫婦間で、夫の精子・妻の卵子によって医療行為として行なわれる限り、子をめぐる法律問題を生じない(第三者の精子によるときは、従来の一般的な人工授精と同じ問題を生じる。また、第三者の卵子をもらいうけたり、逆に受精卵を他の女性の子宮に戻したりする場合には、母親の特定が問題となる)。

体外受精は不妊治療を目的としながら、不妊原因自体は放置する。そこで、その医療行為性を否認するむきもあるが、根源治療のみが医療と限られるわけでもあるまい。もっとも、このケースでは、他紙によれば夫妻には1978年に亡くなった娘があるというから、不妊症のために体外受精を受けたのではないようである(中日新聞。養子であったかも知れぬし、詳細は不明)。

ところが、体外受精の実際では、採卵にあたって排卵誘発剤を用いるために、同時に複数の卵子を得ることが多く、医師も着床の失敗に備えて複数の受精卵を冷凍保存しておく。この夫妻の場合も、3個の受精卵のうち初めの1つは着床に失敗している。そして次の機会を待つ間に、夫婦共死亡してしまったというのである。しかも、ライオス夫妻は多大な資産を残しているうえに、夫の先妻の子が、受精卵の精子は父親のものではないと主張していると

いうから(6月18日、22日付、中日新聞)，現実的な問題として、相続権をめぐる議論が重要性を帯びてくる。現地ではすでに、夫妻の遺産管理人が冷凍受精卵の利益を守るために，“後見人”的選任を求める意向を表明したと伝えられる(6月20日付、中日新聞)。一方、純粹に受精卵に生命のチャンスを与えるとの立場から、代理母の申し出が殺到しているという(6月22日付、同紙)。財産問題を離れても、医師が受精卵を処分できるかどうかが問題となってくるのである。

受精卵の処分は、母胎内にあれば墮胎に該する行為であり、卵子の生命にこだわる限り、刑責の有無が問題となるようにも思われる(受精卵の段階で生命と認めればの話である)。このケースのように極端な例でなくとも、たとえば両親は受精卵の処分を申し出ることができるかとか、遺言でそれをすることができるかとか、はたまた、複数の受精卵のうちのひとつが着床したら、残る受精卵はどうなるのか等々、問題は数多い。すでに世界で数百を超える体外受精児の誕生をみているが、その陰には、数倍の冷凍受精卵が保存されているはずであり、現に、世界初の“試験管ベビー”を誕生させた英国のエドワーズ博士が、体外受精卵10数個を母体に戻さず長期間実験培養していた事実が明るみに出て、批判されている。事態は、法的対応をはるかに超える速さで進んでしまっているのである。早急に議論を煮つめなければなるまい。そして、そのような合意ができるまで体外受精は一時停止すべきであるという議論も、まことによしなしとしない。

他人の卵子をもらいうけ、夫の精子と人工授精させて妻の子宮に戻すという方法は、すでに卵巣性不妊の治療として行なわれている(1983年4月25日付、朝日新聞)。流産傾向の強い女性に代って子宮だけを提供する“子宮貸し(ホステス・マザー)”もすでに可能である。

畜産業界では、单胎のためにコスト高を余儀なくされている高級肉牛を、排卵誘発剤によって得た複数の卵子を体外受精させて、複数の乳牛の子宮に移す方法で、高品質、安価なものにしようとする実験がすでに実用化されている。人間界ではよもやそのような企図は持ち出されまいが、技術的側面では同じレベルの問題であるだけに、牛と人間を分かつ基準が明確にされなければならない。

なお、ライオス夫妻の残した冷凍受精卵の取り扱いを検討していたビクトリア州政府の専門委員会は、9月3日、受精卵の廃棄を勧告したが(9月4日付、中日新聞)、それを受けた政府当局は3ヵ月間一般の意見を聞くことにしていたところ、同州議会上院が10月23日、専門委員会の勧告とは逆に、受精卵を代理の母親に移植して産ませるべきであるとする修正案を可決したという(10月24日付、朝日新聞)。となると、生まれてくる子の母親は誰なのか、また、父親は誰なのかが早速問題となる。ただし、このケースに限っていえば、問題の2個の受精卵は、施術当時の技術水準が低かったために、たとえ子宮に戻されても成長する可能性はありませんというから、不幸な形ではあるにしても、いずれ結着が着きそうである(ライオス夫妻の施術は1981年6月。同センターが世界初の冷凍保存卵着床に成功するのは2年後の1983年5月である。このときは4ヶ月間保存された受精卵が用いられたが、途中、感染

のため人工中絶。しかし、1984年4月には、世界初の冷凍保存体外受精児を誕生させている)。

#### (B例) 人工授精と代理母

——人工授精児 代理母が「渡さぬ」 豪で『親権』めぐり争い—— (1984年8月2日付,  
中日新聞)

【シドニー1日UPI=共同】オーストラリアのシドニー・モーニング・ヘラルド紙が1日報じたところによると、同国で子供が欲しい夫婦のためおなかを貸した「代理母」が、生まれた赤ちゃんの引き渡しを拒否し、裁判ぎたになりそうになっている。

この代理母はシドニー北の海岸地帯に住むAさんで、7月22日に男の子を出産した。Aさんに精子を提供した生理学上の父親は、シドニー在住の専門職についているBさんで、赤ちゃんにシモンと名付け、引き渡しを求めた。

しかし既に6人の子供を持つAさんは、7月26日にBさんに電話、シモンちゃんの引き渡しに応じられないと通告した。Aさんはシモンちゃんの写真を送ることには同意したが、Bさん夫妻が赤ちゃんの顔を見に来ることをも拒否してしまった。

Bさんの妻はこれまでに2度流産しているため、夫妻は1982年に代理母を使って子供をもうけることを決意、新聞への広告を通じてAさんと知り合った。BさんはAさんにお金と、精子を渡して人工授精を依頼したという。

シモンちゃんの引き渡しを拒否したAさんは「(Bさんに赤ちゃんを返すのは)肉体的にも感情的にもそぐわない。私はおなかの赤ちゃんが動くのを感じてから苦しみ始めた」と述べ赤ちゃんの返還要求にはあくまで闘っていく決意を明らかにしている。

一方、Bさんは「私よりも妻のほうがショックだった。これ以上の悲劇はない」と語り、法的措置を検討するため弁護士に相談中だという。

1日に発効したばかりのオーストラリアの人工授精法では、このような場合、子供の法的父親は、生理学上の父親(Bさん)ではなく、子宮を提供した女性(Aさん)の夫となる。

日本では考えにくいことであるが、アメリカなどではこの種の“貸し腹”が有償で提供される例が多い。万事契約中心の社会で、しかも契約自由の思想に支えられて、わが国では反良俗的とも思われる契約が欧米では、それこそ自由になされているかの感がある。

この記事で興味深いのは、オーストラリアの人工授精法の規定内容である。記事によると、このケースでは子供の父親は、精子提供者ではなく子宮提供者(実は、子宮だけではなく卵子も提供している)の夫となるという。これは、そう推定されるだけで反証をあげれば覆えられるのか、それとも父子関係が擬制されてしまって異議を認めないのか。おそらく後者であろう。前者であれば、それは民法上の嫡出推定に他ならず、格別特別法に規定するまでもないからである。また、もし子宮提供者に夫がないときは、その子は父の知れない子となるのか、非常に興味が湧くが、今はこれ以上の知識を全く持たない。ただ、これも推測に過ぎないが、おそらくオーストラリアの人工授精法は、代理母などという事態を想定してはいなかったのではないか。記事には“このような場合”とあるが、それは一般的な人工授精(生まれた子は自分で育てる)場合を指していて、他人のために子供を産むべく人工授精を受けるというのは、含まれないと考えるべきであろう。そう考えなければ、あまりに結果が

不合理である。あるいは、分娩という客観的事実に基づく自然的母子関係こそを尊重して、代理出産による母子関係の創設を認めないという趣旨であろうか。

ここでの論及はひとまず切り上げて、後に統括することとする。次に、代理母をめぐるトラブルをもう1例掲げる。

#### (C例) 代理出産トラブル

代理出産トラブル 誕生した障害児 父と“実母”引き取り拒む 米国“隠れた成長産業”に落とし穴（1983年1月30日付、朝日新聞）

【ニューヨーク＝小林（泰）特派員】子供に恵まれない夫婦と契約し、1万ドルから2万ドル（240万円～480万円）の報酬で人工授精児を産んであげる——代理出産というか貸し腹業というか、こんなケースが米国社会で静かに広がっている。過去2年間だけで100件という推定もある。これまでには、依頼人、産む女性、仲介業者もみんな“ハッピー”で、知る人の間では「不況下の隠れた成長産業」という声さえあつた。だが、最近、こうして生まれた赤ちゃんが正常児でなかったことから、だれもが親になることを拒否し、裁判ぎたになるケースが起き論議を巻き起こしている。

ミシガン州の新聞には「1万ドルで代理出産募集」の広告が出る。広告主は弁護士のノエル・キーン氏で、同氏は過去7年間に23組の仲介をし、他に21人の代理ママが妊娠中という。カリフォルニア州マリブの仲介業者は、代理ママの写真と希望報酬額を書いたパンフレットを配布し、その数は30人・74件の申し込みが来ている。同州ハリウッドでは、弁護士が6人の代理出産をアレンジ、13人が妊娠中。土地柄か、ここでは1件2万ドルとやや高い。

三方ご機嫌のはずの契約が、困った事態になったのは、ミシガン州のキーン弁護士が扱ったケース。ニューヨーク州の夫婦の依頼で、ミシガン州ランシングの女性が人工授精で妊娠し、今月10日に男の子を出産した。が、赤ちゃんは小頭症で精神薄弱の恐れが強いとわかり、依頼人側は「依頼した夫の精子で人工授精する契約なのに、血液型が違う」との理由で、乳児の引き取りを拒否。貸し腹の女性も「契約で産んだけ」と引き取ろうとしない。治療の必要な赤ちゃんをどうするかは、とうとう裁判所に持ち込まれた。

こうした事態が予見されなかつたわけではない。昨年までにカリフォルニア、ミシガンなど4つの州議会で、どこまで認め、どこから規制するのか検討はされた。しかし、「とんでもない話」と頭から否定する派と、法規制反対派の歩み寄りが難しく、まだ何らの立法措置もされていない。

ワシントンポスト紙はこのほど、1万ドルで代理妊娠中の女性と、夫・3児の家族写真を大きく掲載した。この女性は同紙の取材に対し「子供たちも、近所の人たちもみんな代理出産のことは知っているし、みんなが素晴らしいことね、と言ってくれるわ」と、アッケラカンとした答えをしている。ノーベル賞級学者の精子を集めた「精子銀行」が話題になったが、また1つ、米国の新しい“家庭”が出現しつつあるようだ。

（注<sup>2</sup>）  
代理出産契約の是否はにわかには論じられないが、やはり子の母親は誰であるのか、父親は誰であるのかが問題となる。オーストラリア法のように、代理母の夫とすべきであろうか。何よりも、このケースでは、両者の狭間にいる子の運命がいかにも憐れである。

この代理母の問題は、人工授精児の親子関係をめぐる議論と裏腹をなしている。これまで、人工授精は、夫の側に不妊原因がある夫婦が子を得る手段として行なわれてきた。したがって、そこでの親子関係も、母子関係は出産という事実に裏づけられるから問題ないとしても、

生物学的には父子関係のない夫と子との間に、いかにして法的親子関係を認めるかという方向で考えられてきた。これに対して、代理母は、妻の側に不妊原因のある夫婦が、夫の精子によって妻以外の女性に子を産んでもらうために選択される方法である。どちらも、子を産む夫婦に父となり母となる道を与える方向で、法的解決が考えられるべきであろう。そのためには、生物学的な継がりではなく、当事者の意思こそが尊重されるべきであること、いうまでもない。つまり、通常の人工授精の場合、父親は精子提供者ではなく、その子の父となるうとする者であると考えるのが最も適切であるし、逆に、代理母の場合は、その子の母は、子を産んだ女性ではなく、その子を自らの子として育てようとする女性であるというべきであろう。

ところが、このような当事者の意思によって親子関係を決しようとする、一見合理的な方法の前に立ちはだかったのが、C例である。このケースは、誰もが親となるとしないとき、いったい親子関係は何に基づいて決めるべきであるかという問題を提起している。本来ならば、代理出産では依頼した夫婦が子の親となるべきで、生まれた子が障害児であったからといって、親としての責任を逃がれることができるのは、自然の出産の場合と同じである。ところが、このケースでは、代理出産した女性が契約に反して、精子提供者以外の者の精子で妊娠したというのであるから、問題は複雑である。契約法上も、信義則上も問題が生じるし、親子法上も、自然的血縁にこだわる限り依頼者夫婦を父母と決めることに抵抗を感じる（依頼する側も、自然的血縁にこだわるからこそ、養子ではなくせめて夫婦一方の血をひく子をと望むのであろう。だとすれば、その意思も尊重されなければなるまい）。いずれにしても、このケースは、法的親子関係の決定が親の意思の側からばかりではなく、子の保護の面からも考えられなければならないことを示唆している。

このケースに似た問題は、人工授精に常につきまとっている。比較的最近の事例をひとつ掲げておく。

#### (D例) 人工授精のトラブル

##### 人工授精……予期せぬ出来事 英

白人の夫婦に黒人赤ちゃん (1983年4月26日付、中日新聞)

【ロンドン25日 A F P = 時事】不妊に悩む白人夫婦が第三者から提供された精子による人工授精で子供をもうけたが、どうしたわけか、生まれてきたのはなんと黒人の赤ちゃんだった――。

英紙「デーリー・ミラー」が25日報じたところによると、両親は病院のミスに対しては怒り心頭に発したもの、子に罪はない、この子をどうすべきかで頭を抱えているという。

英国では年間2000人の子供が人工授精で生まれているが、精子提供者の選択ガイドラインとしては両親の一方に似ているというだけで、人種の別などについては何ら言及されていない。

代理母のC例同様、子の保護の観点から親子関係の決定がなされるべき事例が、すでに古典型的ともいえるごく普通の人工授精段階で生じているのである。

人工授精をめぐってもうひとつ問題となるのは、未婚女性が人工授精を受けた場合の、精子提供者と子との関係である。最近では、ノーベル賞クラスの科学者の精液を凍結保存し、知能指数が一定値以上の女性に人工授精して一層優秀な種を作り出そうとする“スーパーブレイイン構想”が現実化し、すでに何人か子が生まれているかに報じられている。あたかもナチの暗黒史を想起させる忌わしき思想と嫌悪せざるを得ないが、これほど極端な例ではなくとも、未婚女性の人工授精には、将来父子関係（特に相続権の有無）をめぐって法律問題が生じる可能性が多いにある。また通常の人工授精の場合にならって、精子提供者と子との関係を断絶させるべきであるとすると、その子は初めから父のない子としての出生を余儀なくされることとなって、生物学的な父に代るべき法的父親の用意されている不妊夫婦の場合とは事情が異なってくる。さらに、（これは通常の人工授精の場合も同じであるが）精子提供者についての情報は一切秘匿されるべきであるとしても、全く真実の父を探索する手がかりを失くしてしまうことも、かえって問題を生じることがある。現に、アメリカ諸州では、養子について遺伝的病気や相続などを正当事由として、裁判所が子の原出生登録簿の開示を許可する制度を持っている。人工授精児の場合も、同様な配慮が必要であろう。ただ、このことと、子が自己のアイデンティティーを知るためにする真実の父の探索とをどう調整するかは、ひとつの課題として残る。ことに、“天才児計画”のように“血すじ”に格別の意味を持たせたい場合には、子と母親と双方から真実の父捜しが行なわれることも考えられる。

この天才児計画のその後の成り行きは報じられていないが、第1号例には後日譚がある。やや話はそれるが、問題提起の材料としてスクラップしておく。まず、計画の中心にある精液銀行について、朝日新聞の記事は……。

「生殖細胞選抜保管所」というものらしい名前の精子銀行の存在が明るみに出たのは、80年2月。プラスチック製眼鏡レンズの開発で財をなした同州〔カリフォルニア州〕エスコンディードの実業家ロバート・グラハム氏(76)が、人種改良をめざしてその1年前からひそかに進めていた計画だった。これまで10人ほどのノーベル賞受賞者またはこれに準ずる“頭脳”が精子提供に応じているというが、名前を公表しているのは、ノーベル物理学賞（トランジスタの発明）を共同受賞したウィリアム・ショックレー・スタンフォード大教授(72)だけ。

スポーツマンによると、さらに数人の知能指数のきわめて高い女性が懷妊中で、続いて第2、3号が誕生するという。この精子銀行が明るみに出てから、「ナチの人間交配を思い出させる」「人間を家畜などに扱っている」とさまざまな論争が起きたが、一方で、この人工授精を希望する女性も多かったという。  
(1982年5月25日付、朝日新聞夕刊)

精子提供者は天才【カールズバド（米カリフォルニア州）23日UPI=共同】

精子銀行による人工授精で4月に生まれた最初の女児の父親、つまり精子提供者が「知能指数（IQ）が200を超える天才的な数学者」であることを23日、同銀行スポーツマンが公表、話題を呼んでいる。

この人は米国の有力大学の著名な数学者で、年齢は30代。IQの数字は少年時代のものという。

一方、精子提供を受けた婦人もアリゾナ州在住のジョイス・コワルスキさんであることが同日、明らかにされた。同夫人はその体験記を28日発売の米タブロイド紙ナショナル・エンクワイラーに寄せる。独占

版権料として2万ドルが支払われたともいわれ、同夫人は手記の中で、「娘のビクトリアが天才になるのはまず間違いないわ。彼女がどんな風に育つか夢でいっぱい。子供の時分から大学の教科書を読むかもしれないし、ビクトリアや彼女に続く仲間たちは、アメリカの希望の星よ」と期待をのぞかせている。(1982年6月24日付、朝日新聞)

#### 天才の精子をもらった母 子を虐待養育権失った前歴 詐欺事件で実刑判決も受ける

【ニューヨーク13日=時事】ノーベル賞受賞者級の天才、秀才の精子を集めて、受胎を希望する女性に入人工授精させる米カリフォルニア州の「ノーベル精子銀行」で出産第1号となった女性は、実は前夫との間の2子を虐待して養育権を取り上げられていた前歴がある事実が、シカゴ紙の報道で明らかにされた。この女性はさらに現在の夫との共犯で、詐欺罪で実刑判決を受けた前科もあり、同精子銀行が受胎希望者のこのような前歴を十分調査せずに、危険な天才づくりを進めているのではないか、と批判が起きている。

この女性は今年4月28日、精子銀行から數学者の天才(名前は明らかにされていない)の精子をもらってビクトリアちゃんという女児を出産したジョイス・コワルスキさん(39)。

ところが、13日付の「シカゴ・トリビューン」紙が特ダネとして報じたところによると、ジョイスさんは前夫エリック・マウナッパー氏との間に2人の子供があった。エリックさんとの離婚後、ジョイスさんは子供たちを引き取ったが、当時11歳と10歳の姉弟に殴る、けるの虐待を与えた掲げ句、6年前、2人の子供の養育権を取り上げられ、子供たちはエリックさんに引き取られていた。また、ジョイスさんはクレジットカード、社会保障カードの偽造を行い、詐欺罪で実刑判決を受けるなどの札付きだった。

イリノイ州当局者も同紙が報じた事実を確認している。(1982年7月14日付、朝日新聞夕刊)

#### “ノーベル賞のタマゴ”第2号 今度は未婚の母から産声 米で来月

【ロサンゼルス16日時事】ノーベル賞級の科学者の精子を知能指数の高い女性に入人工授精して優秀な子供をつくるという、米カリフォルニア州エスコンディードの「精液銀行」のスポークスマンは16日、第2号の人工授精児が8月14日ごろ、ロサンゼルスに住む未婚の女性から誕生する予定だと発表した。

今年4月に誕生した“ノーベル賞のタマゴ”第1号の母親ジョイス・コワルスキーさん(39)が、前夫との間にできた2児の養育権を取り上げられたり、詐欺罪で実刑判決を受けた前歴が明るみに出た直後に、今度は出産第2号になる予定の女性が「未婚の母」と発表されたため、同精液銀行に対して、「遺伝学上問題がなければ、受胎希望者を十分調査しないで、なりふり構わず“天才”づくりを進めるつもりか」と一層批判が強まっている。

来月「未婚の母」となるのは、心理学者のアフトン・ブレークさん(40)。“種”はコンピューター分野の科学者のものとだけ発表されている。(1982年7月17日付、中日新聞夕刊)

#### 精子銀行の天才児計画 2人目は男児

【ロサンゼルス24日UPI=共同】米カリフォルニア州のグラハム精子銀行はノーベル賞受賞者らを精子提供者として天才児を生ませる計画を実施しているが、この計画による世界で2番目の赤ちゃんが24日、無事帝王切開で生まれた。

この赤ちゃんは男児で体重約3900グラム。母親は未婚の女性心理学者アストン・ブレイクさん(40)。「ドロン」と名付けた。(1982年8月25日付、中日新聞夕刊)

人工授精の技術がもたらした混乱は、これだけにとどまらない。代理出産や天才児計画など、多分に倫理的要素の強い問題の他に、体外受精による卵子提供やその逆の子宮貸しといった、子の親子関係そのものの決定に困惑する場面をも作り出している。それに加えて、精子、卵子といった生殖細胞や受精卵の凍結保存技術が確立されたことによって、新たな問題も生じている。初めに掲げたA例とともに、次の例がそれである。

### (E例) 精液保存中の夫の死

——亡夫の精液返還せよ 仏で“銀行”に命令 子供を望む未亡人勝訴——（1984年8月3日付、朝日新聞）

【パリ1日=時事】死んだ夫が生前、精液銀行に預けていた精液で子供を産みたいとして、フランスの若い未亡人が精液銀行を相手取り返還を求めていた訴訟で、パリ効外のクレテュ裁判所は1日、精液の返還を認める判決を下した。精液銀行側が控訴しない方針を決めたため、これで未亡人の勝訴が決まった。世界的にも亡夫の精液返還を認める判決は例がない。

同裁判所は、精液が返還され、出産したとしても、夫の死後300日以内に生まれなければ「亡夫の子供」として認知されないという仏民法上の重要問題の判断は回避した。このため、パダンテル仏法相は、1985年に人工授精に関する法案を国会に提出、今回の裁判で提起された民法上、人道上の重要問題に対する基本的な枠組み作りをする意向を表明した。

訴えていたのは、コリンヌ・パルパレさん(23)。夫のアラン氏は81年2月、パリ効外のクレムランビシェトルの精液研究保存センター(CECOS)に精液を預けたが、昨年12月、ガンで死去した。このため夫人は同センターに返還を求めたが、「守秘義務」を理由に拒否されたため裁判所に訴えていた。

生殖細胞も所有権の対象となり、返還請求ができるということは、法理論的には確かにそのとおりであろう。ただ、このケースでは、亡夫が精子を預けたのはコリンヌ夫人と正式に結婚する前のことであり、しかもコリンヌ夫人に子供を産ませる意思があったかどうかを証明する文書も残っていないという(中日新聞、8月8日)。それでも、ともかくクレテュ裁判所は精子の返還を命じたのであり、これによってコリンヌ夫人は1ヶ月以内に人工授精を受けることになるという(同紙)。しかし、その結果生まれる子は、記事も指摘しているように、夫の死後300日以内に生まれた子ではないから、亡夫の子供としては認められないところに問題がある。つまり、その子は父の知れない子となり、法律上、亡父とは無関係で相続権も無いのである。フランス国内では世論が沸騰し、法務大臣が1985年に人工授精に関する法案を国会に提出すると表明するに至っている。その内容が大いに注目されるところである。

理論的には、そしておそらく技術的にも、生殖細胞の凍結保存は10年でも100年でも可能であるだけに、親子関係の決定、相続権の有無は容易ならざる問題である。もはや伝統的な親子観、相続観の通用しない領域に立ち至ってしまったようである。仮に一組の夫婦が、双方の生殖細胞もしくは受精卵を凍結保存し、自分たちの死後数十年を経てホステス・マザー(子宮貸し)によって生命を甦えらせたとすると、その子の父母は誰であると考えるべきなのか、また相続権はどう扱われるのか。この問題をつきつめて行くと、いったい法的親子関係とは何なのか、相続とは何なのかという巨大な壁につきあたる。この点、最後に触れる。

### 3. 統 括

関心の赴くまま、アトランダムに事例を並べ上げたために、論点が散漫となった嫌いがある。ここで一応、これまで個々の場面で触れた具体的問題をとりまとめ、統一的な解決とい

うことを念頭に考察してみたい。それに先立って、用語の問題を整理しておかなければならない。

まず、人工授精とは、およそ生殖の過程に何らかの人為的操作の加わる場合すべてを指称するかのようであるが、実は最も人工的であるはずの体外受精を含まない。つまり、人工授精は精液の輸送のみを人為的に行なう場合を指し、卵子をも人為的操縦の対象とする体外受精は含まないのである。

次に、代理出産もしくは代理母という語は、狭義には、人工授精によって他人のために子を産む場合を指している。体外受精卵を移植するために子宮を提供する場合も代理出産・代理母と呼ぶ例もあるが（A例）、それは通常、ホステス・マザー（子宮貸し）と言われるものである。<sup>(注3)</sup> 狹義の代理母とホステス・マザーの違いは、前者の場合は分娩という事実によって生物学的な親子関係が確認されるのに対して、後者の場合は、卵子の母と子宮の母があって、分娩の事実のみによっては母子関係が確定できないという点にある。なお、古くから使われる“貸し腹”“借り腹”という語も、狭義の代理母を意味している。ただ、B例で代理母を子宮提供者と呼ぶのは、ホステス・マザーと混同を生じ不適当である。

ところで、他人のために人工授精子を産むことを狭義の代理出産と呼ぶならば、広義の代理出産とは、人工授精に限らず、とにかく他人のために子を産むことすべてが含まれる。ホステス・マザーも広義の代理母であるに違いない。さらに、自然的な性結合による場合も当然含まれよう。ところが、現在行なわれている議論の多くは、代理出産の場合の親子関係を、人工授精（子）法によって処理しようとしている。それでは、人工授精によらぬ代理出産は規整の枠から抜け落ちてしまう。いったい、人工授精による代理出産と、自然的な性結合による代理出産を区別しなければならない根拠はどこにあるのであろうか。（おそらく、婚姻制度の保護の要請によるのであろうが、どちらも方法の違いがあるだけで、現象的には婚外子であることに変りはない）。

さて、以上のように用語法を確認したうえで、人工授精、体外受精をめぐる法律問題をまとめると、第一には親子関係の決定、第二に相続の問題があげられる。相続は、親子関係が確定すれば自動的に解決するかのようであるが、両者必ずしも連動してはいない。親子関係決定の原理と相続の原理とは異なるのである。

すでにC例で触れたように、法的親子関係は、子の監護・養育という点を主眼に決定されるべきである。それは多くの場合、自ら父となろう、母となろうとする意思を持つ者に委ねられることになり、当事者の意思とも合致する。生物学的なつながりにこだわって、人工授精における精子提供者と子、代理出産における母と子などに法的な親子関係を残そうすることは、かえって子の保護の観点から好ましくない。精子提供者については比較的早くから、認知権を否定したり相続権等も認めないという立法措置が各国で採られている。この割り切りが他のケースでも必要であろう。生殖細胞の移植も、他の臓器移植や輸血のための血液提供とさほど変わらないと觀念されているようである。

B例のようなトラブルは、何も代理出産に限って起こるものではない。一旦養子に出した子を、取り戻したいと訴えるケースと同じである。わが国でも数年前、未婚の母となることを避けて、産んだ子を養子に出した後、事情が好転して再びその子を取り戻したいと訴えたケースが報じられた（サンケイ新聞、1980年8月14日）。代理出産という契約を容認する以上、問題は契約法理に則って処理されるべきであろう。

この割り切りが困難な例が、C例D例である。基本的には、ここでも子の保護が打ち出されなければならないが、そのための最もふさわしい法的親子関係の創設が困難であるならば、それに代るべき社会的な施設等への収容といった方法がとられなければならない。C例D例とも、生物学的には少なくとも母子関係は明らかである。しかし、だからといってその自然的関係に法的保護義務を押しつけてみたところで、子の保護が果たされるものでもない。法的親子関係を、保護を中心として捉える限り、保護にふさわしくない親は法的に親なる地位を持ち得ない。

ここまで考えを進めてくると、もはや残るA例とE例に見る冷凍保存の場合の法的親子関係についても、統一的な理解が可能である。親子関係から相続を切り離すと、法的に親であり子であるということから生じる効果は、子の保護義務に尽きる。したがって、冷凍保存の精子なり受精卵なりが親の死後生命を吹き込まれたとしたならば、その保護にあたる然るべき者が法的には親なのであり、もしそれに代る社会的機関などが準備されていれば、敢えて法的親を論じる必要はないことになろう。

現在の各国の法制度の中で、親子関係は、自然的な生殖過程を前提として規整されているからこそ、自然的血縁と一致する。したがって、人為的な生殖の結果である人工授精児や体外受精児について、自然的血縁に基づく親子関係の枠組みを貫こうとすれば、必ず歪みが生じる。人為的な操作そのものが止められない以上、その結果生じる事態に対応しうる枠組みの見直しが迫られているのである。<sup>(注5)</sup>

最後に、相続権について、これも自然的血縁と緊密に結びつけて配分されている。だからこそ血縁関係に混乱・疑義を生じるケースでは、相続権が絡んで問題が複雑になる。加えて、相続については相続人と被相続人の同時存在の原則があるために、凍結受精卵の段階で被相続人が死亡したとき、その受精卵に相続権は発生するか否かが問題となる。

この問題も、おそらく自然的血縁の有無によって判断しようとするかぎり、徒らに混乱を招くばかりである。今や、なぜ自然的血縁があれば相続権が与えられるのかというところに反省の目が向けられなければなるまい。

相続権の根拠については今日さまざまに論議されていて、解明はなされていない。ただ、制度としての相続が、遺産の無主物化、争奪を回避する機能を中心として展開されていることは事実である。また、副次的機能として、遺族の生活保障の役割も果している。

相続制度が果たすべきこれらの役割が、自然的血縁によらない形で実現されるならば、それもひとつの新たな相続の形態であり、むしろ好ましいかも知れない。無主物化の回避のた

めならば、遺産を財団と構成して公的機関に委ね、その基金から遺族は必要に応じた生活保障を受けるということにするのも可能である。要するに、相続権があるか否かという解釈学的発想ではなく、相続させるべきか否かという立法論的発想に立たなければ問題は解決しない。少なくとも現行法の解釈だけでは到底対応しきれない事態であるという認識が必要である。

(注1) 人工授精・体外受精をめぐる法律問題については、人見教授による詳細な分析や諸外国の法的対応の紹介などがあるが、いずれも現行法制上の問題点の摘示にとどまるように思われる。人見康子「人工授精と体外受精」現代家族法大系3、同「体外受精をめぐる法律問題」ジュリスト828号。

(注2) 代理出産契約の内容・是否など詳細は、石川稔「代理母契約」法学セミナー'84-5、6参照。それによると、養子縁組にあたって金銭を授受したり、子を渡す代償として実親に生活費を支給したりすることを禁じる法制の下でも、代理出産契約は容認されているが、それは契約当事者が実の父親であるから、実親や子の利益に反することがないと考えられるからだという。この点、人見・前掲「人工授精と体外受精」553頁。しかし、斡旋業者の介在が放置されていることは問題である。もっとも、米ケンタッキー州では、代理母協会の業務差止めを求める州側の訴が斥けられている(石川・前掲「代理母契約〔その2〕」89頁)。

(注3) 人見・前掲「体外受精をめぐる法律問題」42頁は、非配偶者間体外受精の理論的組み合せとして以下の5つのタイプをあげているが、用語法は同じである。

タイプ	卵 子	精 子	母 体
I	妻	提 供 者	妻
II	提 供 者	夫	妻
III	提 供 者	提 供 者	妻
IV	妻	夫	第 三 者
V	妻	提 供 者	第 三 者
VI 〔人工授精〕		提 供 者	夫
			第 三 者 〔提供者自身〕
			ホステス・マザー
— 代理母・代理出産			

(注4) 「フォーカス」誌が、自然的結合による代理出産で子供を得たイギリス人夫婦と代理母の共同生活ぶりを報じていたのを記憶しているが、巻号数等不明(84年秋頃)。

(注5) この点、胎児養子や出生前養子といった観念を用いて、要件の面から現在の法制度に整合化させようとする試みは、所詮、弥縫的である。むしろ、イギリス法における「家庭の子」の観念——自分の子でないことを知りながら共同の家族生活をしている子について、親は養育費等を負担する——のように、要件論を捨てて子の保護という効果の面から考えることが有効である。

(追記) 脱稿後、2件の新たな報道に接した。紙幅の都合で要点のみ摘記する。1つは、E例の亡夫の精子を返還された女性が、人工授精を受けたが、失敗したというもの(1985年1月11日付、中日新聞夕刊)。他の1つは、イギリスの代理母の話題(1985年1月6日付、朝日新聞)。世界初の体外受精児が堂々と実名報道された国ながら、今回は代理母会社を通じて有償で行なわれたという点で非難が集まり、高等法院はついに、過熱するマスコミから依頼人夫婦を守るために、報道禁止を決定したという(1月10日中日新聞夕刊)。さらに、子供の身柄の一時保護と、将来に関する一切の決定権の高等法院への帰属が裁定されたというが、一方で、すでに代金を支払った夫婦は、子供とともに英国を出国した事実が確認されている(1月15日中日新聞)。なお、天才児計画について、石川稔「精子銀行」法学セミナー362号('85-2)参照。